

建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準

- 1 この算定基準は、競争入札により建設工事に係る業務委託の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定する場合の基準を定めるものとする。
- 2 最低制限価格は、次項の規定により算出した最低制限基準額を基礎として市長が定めるものとする。
- 3 最低制限基準額は、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては、同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては、同日以降に指名をするものについて適用する。